

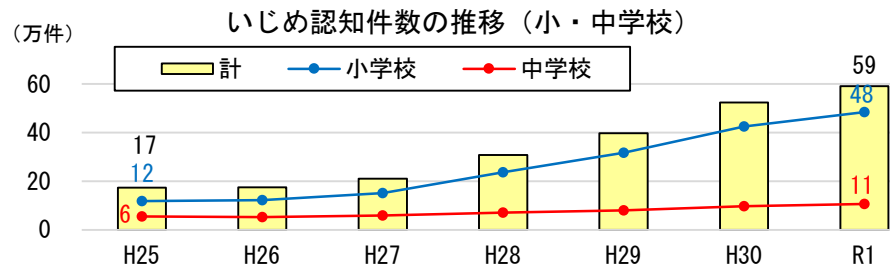
総 括 調 査 票

調査事案名	(11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）			調査対象 予 算 額	令和2年度：7,091百万円の内数 （参考 令和3年度：7,483百万円の内数）		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	初等中等教育振興費	調査主体	共同
組織	文部科学本省			目	教育支援体制整備事業費補助金	取りまとめ財務局	（中国財務局）

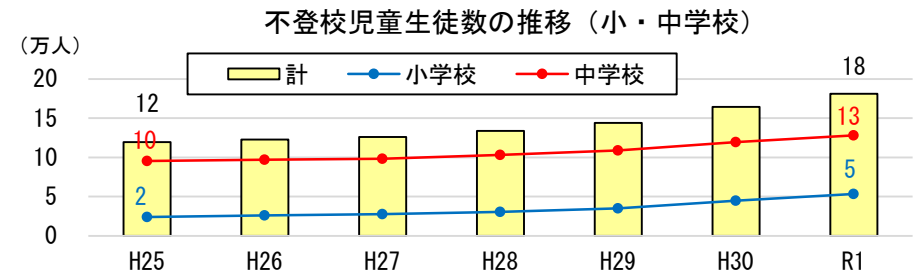
①調査事案の概要

【事案の概要】

いじめや不登校等の未然防止・早期発見・早期対応を行うために、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の教育相談体制を整備し、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進している。



※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。



【スクールカウンセラー（SC）等活用事業】

- ・ 補助割合 : 国1/3（都道府県・政令指定都市2/3）
- ・ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ・ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 求められる能力 : 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）



- ・ 配置 : 全公立小中学校に対する配置（27,500校）
- ・ 重点配置 : いじめ・不登校対策のための重点配置 : 1,000校
 - 教育支援センターの機能強化 : 250か所
 - 虐待対策のための重点配置 : 1,200校
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - スーパーバイザーの配置 : 90人

【スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業】

- ・ 補助割合 : 国1/3（都道府県・政令指定都市・中核市2/3）
- ・ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ・ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 求められる能力 : 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）



- ・ 配置 : 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）
- ・ 重点配置 : いじめ・不登校対策のための重点配置 : 1,000校
 - 教育支援センターの機能強化 : 250か所
 - 虐待対策のための重点配置 : 1,500校
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - スーパーバイザーの配置 : 90人

総括調査票

調査事案名 (11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）

②調査の視点

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

都道府県・政令指定都市等：114先

（うち有効回答数112先）

1. SC、SSW等の配置について

・SC、SSW等の配置に係る効果検証を行っているか。

2. SC、SSW等の重点配置について

・SC、SSW等の定量的な指標等を設定の上、重点配置を申請しているか。
・重点配置に係る効果検証を行っているか。

③調査結果及びその分析

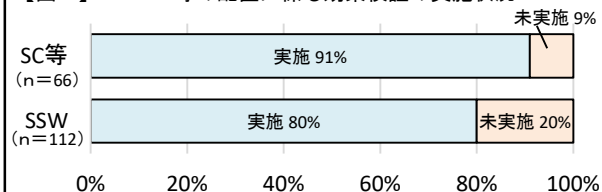
1. SC、SSW等の配置について

・SC等は全公立小中学校に配置（27,500校）、SSWは全中学校区に配置（10,000校区）しているところであるが、配置に係る効果検証（支援件数や解決・好転率等）を行っている自治体の割合は、SC等は91%、SSWは80%であった。

【図1】

・一方、効果検証を行っていない自治体も一定数存在し、実施していない理由として「予算や地域規模等に応じて配置」といった配置の固定化や「どのような指標で効果検証を行うか分からない」といったノウハウ不足等、効果検証の必要性の認識が定着していないことが要因と考えられる回答が見られた。【表1】

【図1】SC・SSW等の配置に係る効果検証の実施状況



【表1】効果検証を行っていない消極的な理由

消極的な理由
予算や地域規模等に応じて配置しているため
どのような指標で効果検証を行うか分からないため
効果検証等を行う基準を設定していないため
SSWの雇用が当面の間1名体制であるため

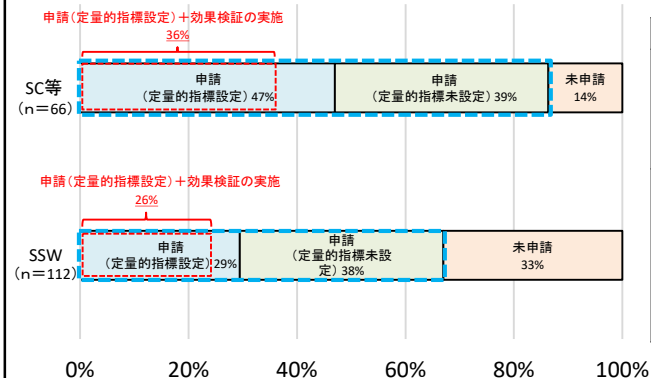
2. SC、SSW等の重点配置について

・SC、SSW等の重点配置を申請している自治体の割合については、SC等は86%、SSWは67%であり、そのうち定量的な指標等を設定の上、申請している自治体は、SC等は47%、SSWは29%であった。【図2】

・また、重点配置に係る定量的な指標等を設定の上申請し、効果検証を実施している自治体の割合は、SC等で36%、SSWで26%と低水準となっており、必ずしもエビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置はなされていない。

【図2】【表2】

【図2】重点配置の申請・効果検証の実施状況



【表2】重点配置に係る定量的な申請指標・効果検証指標の設定の事例

指標	事例
申請	・前年度の要保護・準要保護児童生徒数が学校的全児童生徒数の25%以上の学校を指定
	・中学校における不登校出現率が4.5%を超える市町村を指定
	・児童生徒数700名以上の小中学校を指定
効果検証	・重点配置校と重点配置校以外の相談件数の状況や解決及び解決好転数の状況と比較して検証
	・不登校児童生徒数の重点配置校と重点配置校以外の経年変化検証
	・不登校に関する児童生徒への支援件数、関係機関(教育支援センター等)との連携件数及び解決・好転率

④今後の改善点・検討の方向性

1. SC、SSW等の配置について

・文部科学省は、SC、SSW等の配置について、自治体に定量的な指標例を示し、効果検証に実効性を持たせ、配置が効果的・効率的となるような仕組みにすべき。また、効果検証を行っていない自治体の申請が、単に例年どおりの申請となっていないか検証を行うべき。

2. SC、SSW等の重点配置について

・文部科学省は、SC、SSW等の重点配置について、各自治体の参考となるよう定量的な指標（申請・効果検証）等を検討し、例示すべき。

・また、重点配置の申請について、自治体が配置目的に係る定量的な指標を設定し、効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置に繋がる仕組みにすべき。

総括調査票

調査事案名 (11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）

②調査の視点

3. 教職員との役割分担について

・教職員との役割分担を明確にしているか。
 ・役割分担を明確化することで、教職員の負担軽減に資するのではないか。

4. SC等の資質向上について

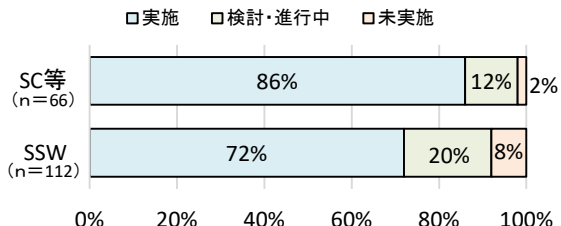
・SC及びSCに準ずる者をそれぞれ活用する上での課題はあるか。
 ・課題に対する効果的な対応は何か。

③調査結果及びその分析

3. 教職員との役割分担について

・SC、SSW等と教職員の役割分担を明確にしている自治体（SC等・教職員間：86%、SSW・教職員間：72%）では、教職員の負担の軽減につながった事例として「専門家が関係機関との連絡・調整の役割を担うことで教職員の負担が軽減された」、「専門家が専門的医療機関の受診を勧める等の保護者等説明を実施することで教職員の負担が軽減された」があった。【表3】
 ・一方、SC、SSW等と教職員の役割分担を明確にしていない自治体と、検討・進行中の自治体の割合は、SC等・教職員間で14%、SSW・教職員間で28%あった。【図3】

【図3】教職員との役割分担を明確にしている自治体の割合



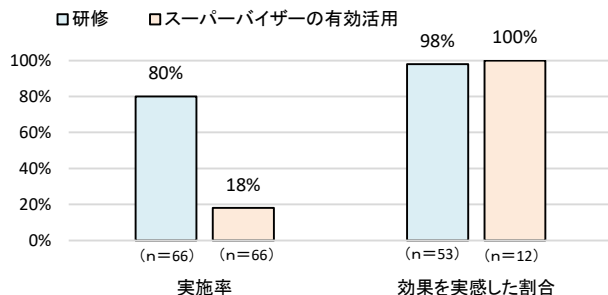
【表3】役割分担による教職員の負担軽減に繋げた事例

役割の明確化	軽減される教職員の負担
・専門家が関係機関との連絡・調整	・教職員が「どの機関へ」、「どの情報」を提供すべきか検討する負担 ・実際に関係機関に連絡する負担
・専門家が、保護者等に対して児童生徒の専門的医療機関の受診等調整	・専門的知識を有しない教職員が保護者等に対して、専門的医療機関を勧めること及び保護者から理解を得られる説明を行う負担

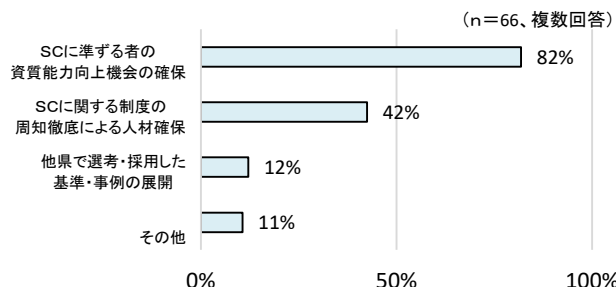
4. SC等の資質向上について

・問題の複雑化・多様化等により、SC等の資質向上が課題と回答している自治体が100%であった。また、当該課題への対応として「研修の実施」、「スーパーバイザー（※）の有効活用」と回答しており、そのうち「効果的である」と回答した自治体の割合はともに高水準となっている。【図4】
 ・SCに準ずる者を今後活用するに当たっては、特に「SCに準ずる者の資質能力向上機会の確保」が必要であると求めている自治体の割合が82%と高かった。【図5】
 （※）スーパーバイザーとは、都道府県内の全てのSC等に対して助言等を行ったり、更なる専門的資質の向上を支援することができる者。

【図4】SC等の資質向上における課題への対応・効果



【図5】SCに準ずる者を今後活用する場合の検討すべき事項



④今後の改善点・検討の方向性

3. 教職員との役割分担について

・文部科学省は、専門家と教職員の役割分担を明確にしていない自治体、検討・進行中の自治体に対して、より教職員の負担軽減に資するように、教職員とSC、SSW等が担うべき業務を明確化した取組事例の展開等を行うべき。

4. SC等の資質向上について

・各自自治体において、SC等の資質向上が課題と認識されているとおり、現在配置されているSC等の資質の向上は最重要事項であり、文部科学省は、引き続き各自自治体で効果的な研修が実施されるよう取り組むべき。

・また、SCに準ずる者を今後活用していく上で、文部科学省において、SCに準ずる者の優良活用事例を展開していくとともに、現在配置されているスーパーバイザーを更に活用するよう周知・徹底すべき。